



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名   メディキット株式会社  
代表者名   代表取締役社長 栗田 宣文  
          (コード番号：7749 JASDAQ)  
問合せ先   常務取締役 管理部門担当 石田 健  
電話番号   03 - 3839 - 8870

### 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、長期的な安定配当に努めるとともに、機動的・戦略的な開発や投資に備える内部留保の確保を基本方針としております。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような環境の下、平成 26 年 8 月下旬に、当社の筆頭株主であり、当社創業家の資産管理業務を行っている株式会社ナカジマコーポレーション（以下「ナカジマコーポレーション」といいます。本日現在の保有株式数は、3,720,000 株であり、当該株式数は当社の発行済株式総数（9,440,000 株）に対する割合（以下「保有割合」といいます。）にして 39.41%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じ。）に相当します。）より、同社の財務体質強化等の観点から、同社の保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、これを受け、ナカジマコーポレーションの保有する当社普通株式の売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始し、ナカジマコーポレーションとも同社の保有する当社普通株式の取扱いについて協議いたしました。

検討の結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、当社の財務状況、配当政策等を総合的に勘案し、自己株式の取得が、機動的・戦略的な開発や投資に備える内部留保の確保という当社の基本方針に反しないことを確認いたしました。

さらに、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社の市場価格を基礎とすること、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで当社は、平成 26 年 10 月中旬頃から、ナカジマコーポレーションとの間で、当社が本公開買付けを実施しナカジマコーポレーションが本公開買付けに応募することを念頭に置いた協議を開始しました。具体的な条件としては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）ジャスダック市場における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格を買付価格とする前提で、応募対象とする株式数及び買付価格について両社で協議いたしました。その結果、同年 11 月上旬に、ナカジマコーポレーションより、当社が、2,900 円程度（本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日前の約 3 ヶ月間の当社普通株式の終値平均値に対して 13%から 14%程度のディスカウント率を適用した価格）を買付価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、ナカジマコーポレーションは、その保有する当社普通株式 3,720,000 株（保有割合にして 39.41%）の一部である 880,000 株（保有割合にして 9.32%）について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

上記決議において、本公開買付けの買付価格は 1 株当たり 2,900 円としておりますが、その算定の基礎につきましては、後記「3. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照下さい。また、本公開買付けにおける買付予定数については、ナカジマコーポレーション以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、1,000,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 10.59%（小数点以下第三位を四捨五入。））を買付予定数の上限としております。なお、本公開買付けに要する資金につきましては、その全額を自己資金により充当する予定です。平成 26 年 9 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 216 億円であり、本公開買付けの買付け等に要する資金（後記「3. 買付け等の概要」「(5) 買付け等に要する資金」参照）に充当した後も、当社の手元流動性は十分確保でき、更に事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度の蓄積が見込まれるため、当社の財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

なお、上記決議における利益相反を回避するための措置につきましては、後記「4. 支配株主との取引等に関する事項」「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」をご参照下さい。

なお、当社は、ナカジマコーポレーションより、本公開買付け後もナカジマコーポレーションが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は、2,840,000 株、保有割合にして 30.08%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であります。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 26 年 11 月 13 日開示）

### (1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,000,100 株（上限）	2,900,290,000 円（上限）

(注 1) 発行済株式総数 9,440,000 株（平成 26 年 11 月 13 日現在）

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 10.59%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注 3) 取得する期間 平成 26 年 11 月 14 日から平成 27 年 1 月 30 日まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議	平成26年11月13日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成26年11月14日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成26年11月14日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成26年11月14日(金曜日)から 平成26年12月15日(月曜日)まで(21営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,900円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の直近の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動についても考慮することが望ましいと判断いたしました。以上を踏まえ、当社は、本公開買付けの買付価格の算定に際し、東京証券取引所ジャスダック市場における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成26年11月13日の前営業日(同年11月12日)以前で最後に取引が成立した日である同年11月10日の当社普通株式の終値3,650円、同年11月12日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,549円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。)、及び同年11月12日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,351円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成26年10月中旬頃から、ナカジマコーポレーションとの間で、当社が本公開買付けを実施しナカジマコーポレーションが本公開買付けに応募することを念頭に置いた協議を開始しました。具体的な条件としては、東京証券取引所ジャスダック市場における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格を買付価格とする前提で、応募対象とする株式数及び買付価格について両社で協議を行いました。その結果、同年11月上旬に、ナカジマコーポレーションより、当社が、2,900円程度(本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日前の約3ヶ月間の当社普通株式の終値平均値に対して13%から14%程度のディスカウント率を適用した価格)を買付価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、ナカジマコーポレーションは、その保有する当社普通株式3,720,000株(保有割合にして39.41%)の一部である880,000株(保有割合にして9.32%)について本公開買付けに応募する旨の意向が表明されました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年11月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの買付価格を、同取締役会の開催日である平成26年11月13日の前営業日である平成26年11月12日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値の単純平均値3,351円に対して、約13.5%のディスカウント率を適用した価格である、2,900円とすることを決定いたしま

した。

なお、買付価格である 2,900 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会の開催日である平成 26 年 11 月 13 日の前営業日（同年 11 月 12 日）以前で最後に取引が成立した日である同年 11 月 10 日の当社普通株式の終値 3,650 円から 20.55%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。）、同年 11 月 12 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,549 円から 18.29%、同年 11 月 12 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,351 円から 13.46%、それぞれディスカウントした金額になります。

## ② 算定の経緯

当社は、平成 26 年 10 月中旬頃から、ナカジマコーポレーションとの間で、当社が本公開買付けを実施しナカジマコーポレーションが本公開買付けに応募することを念頭に置いた協議を開始しました。具体的な条件としては、東京証券取引所ジャスダック市場における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格を買付価格とする前提で、応募対象とする株式数及び買付価格について両社で協議いたしました。その結果、同年 11 月上旬に、ナカジマコーポレーションより、当社が、2,900 円程度（本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日前の約 3 ヶ月間の当社普通株式の終値平均値に対して 13%から 14%程度のディスカウント率を適用した価格）を買付価格とする本公開買付けの実施を決議した場合には、ナカジマコーポレーションは、その保有する当社普通株式 3,720,000 株（保有割合にして 39.41%）の一部である 880,000 株（保有割合にして 9.32%）について、本公開買付けに対して応募する旨の意向が表明されました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

上記決議において、当社は、本公開買付けの買付価格を、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年 11 月 13 日の前営業日である平成 26 年 11 月 12 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値の単純平均値 3,351 円に対して約 13.5%のディスカウント率を適用した価格である、2,900 円とすることを決議いたしました。

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,000,000 株	一株	1,000,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## (5) 買付け等に要する資金

2,932,000,000 円

(注) 買付予定数（1,000,000 株）をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他の費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

## (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成27年1月13日(火曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

### (注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- ① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

#### (イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

#### (ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

- ② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## (7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、

また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の筆頭株主であり、創業家の資産管理業務を行うナカジマコーポレーションは、保有する当社普通株式 3,720,000 株（保有割合にして 39.41%）の一部である 880,000 株（保有割合にして 9.32%）について、本公開買付けに対して応募する意向を表明しております。

なお、当社は、ナカジマコーポレーションより、本公開買付け後もナカジマコーポレーションが保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 2,840,000 株、保有割合にして 30.08%）については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### （1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ナカジマコーポレーションは、支配株主である当社の代表取締役会長中島弘明及び同氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 26 年 9 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」（注）では、会社との利益相反や自己取引等が生じる場合は、随時顧問弁護士から法的アドバイスを受けるなど、必要な措置を講じて法令遵守する体制を構築するとしております。本公開買付けによるナカジマコーポレーションからの自己株式の取得もこれと同様の取扱いとしており、当該指針に従い随時顧問弁護士から法的アドバイスを受けるなど、法令遵守のため必要な措置を講じております。

また、本公開買付けによるナカジマコーポレーションからの自己株式の取得は、自己株式の取得に際して、少数株主保護の観点から以下の措置を講じているため、取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

（注）当該指針の全文は、以下のとおりです。

「当社代表取締役会長 中島弘明は、本人と近親者及び主要株主に該当する会社が有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数であり、東京証券取引所の規則に定める支配株主に当たります。中島弘明は、当社創業者かつ代表取締役会長であり、会社法を始めとする関係法令等に従い、機関を構成し、経営上の意思決定を行っております。万一、会社との利益相反や自己取引等が生じる場合は、随時顧問弁護士から法的アドバイスを受けるなど、必要な措置を講じて法令遵守する体制を構築しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、ナカジマコーポレーション以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、①当社の代表取締役会長である中島弘明は、本人と近親者及び主要株主に該当する会社が有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数であり、東京証券取引所の規則に定める支配株主に当たり、同氏の妻はナカジマコーポレーションの代表取締役であり、②当社の取締役である中島崇は、ナカジマコーポレーションの取締役を兼務し、ナカジマコーポレーションの議決権の過半数を有する筆頭株主であるため、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社とナカジマコーポレーションの事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加していないこと、また、③当社の代表取締役社長である栗田宣文は、妻がナカジマコーポレーションの取締役であるため、念のため、上記に準じて当社とナカジマコーポレーションの事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加していないことから、決定の独立性は確保されております。

なお、平成26年11月13日開催の当社取締役会において、中島弘明、栗田宣文、中島崇以外のすべての取締役及び監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、ナカジマコーポレーションとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない当社の独立役員である社外監査役2名（栗岡臣男、大島秀二）から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成26年11月13日に入手しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成26年10月下旬に、ナカジマコーポレーションとの間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役2名（栗岡臣男、大島秀二）に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼いたしました。当該社外監査役は、当社取締役会での検討を含め、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、本公開買付けに係る当社の意思決定について、以下の点を総合的に考慮して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する意見を平成26年11月13日に入手しております。

- (i) 本公開買付けは、当社の事業上又は財務上の観点から不合理なものとは認められないこと。
- (ii) 株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、自己株式の具体的な取得方法については、少数株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって行われること。
- (iii) 公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買取価格としており、ナカジマコーポレーションに特に有利な条件での取引には該当しないこと。
- (iv) ①当社の代表取締役会長である中島弘明は、本人と近親者及び主要株主に該当する会社が有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数であり、東京証券取引所の規則に定める支配株主に当たり、同氏の妻はナカジマコーポレーションの代表取締役であり、②当社の取締役である中島崇は、ナカジマコーポレーションの取締役を兼務し、ナカジマコーポレーションの筆頭株主であるため、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社とナカジマコーポレーションの事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加していないこと、また、③当社の代表取締役社

長である栗田宣文は、妻がナカジマコーポレーションの取締役であるため、念のため、上記に準じて当社とナカジマコーポレーションの事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加していないことから、決定の独立性は確保されていること。

(ご参考) 平成 26 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く)	9,357,817 株
自己株式数	82,183 株

以 上